豊　浦　町
子ども・子育て支援事業計画

計画年間：平成 27 年度～平成 31 年度

平成 27 年３月現在

豊浦町

目　次

第１章　基本的な考え方 1

第１節　計画策定の背景 1
第２節　計画の趣旨・目的 3
第３節　計画の位置づけ 3
第４節　計画期間 4
第５節　基本理念・基本目標 4
第６節　区域の設定 5

第２章　豊浦町の子どもを取り巻く状況 6

第１節　人口・世帯・出生・婚姻・離婚 6
第２節　子ども・子育て支援サービスの状況 14
第３節　アンケート調査結果 17
第４節　将来人口推計 20

第３章　子ども・子育て支援サービスの見込み 21

第１節　子どものための教育・保育給付 22
第２節　地域子ども・子育て支援事業 22

第４章　子ども・子育て支援サービスの確保策 23

第１節　関係機関との連携体制の構築 23
第２節　各種サービスの確保策 24

第５章　施策の展開 28

第１節　地域における子育ての支援 28
第２節　母親と乳幼児等の健康の確保と増進 32
第３節　子どもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備 35
第４節　子どもと子育て家庭を支援する環境の整備 38
第５節　要保護児童等へのきめ細かな取り組みの推進 41

第６章　計画の推進 43

第１節　計画の推進にあたっての役割分担と連携 43
第２節　計画の進行管理 43

参考資料 44

１　豊浦町子ども・子育て会議設置要綱 44
２　豊浦町子ども・子育て会議委員名簿 45
３　策定の経過 46

第１章　基本的な考え方

第１節　計画策定の背景

１　少子化の進行

わが国の少子化の進行は著しく、出生数については、平成 12 年に 119 万人であったものが、平成 25 年には 103 万人まで減少しています。また、１人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安とされる合計特殊出生率※は平成 17 年の 1.26 を底として、平成 25 年は 1.43 とやや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要とされる 2.08 をいまだ大きく下回っています。本町においても、平成 22 年以降の年間出生数については 20～40 人の間で推移し、合計特殊出生率については、平成 24 年、平成 25 年と全国平均を上回る状況が続いているものの、依然として低い状況にあります。

このような少子化の進行は、今後、社会の活力の低下や、社会保障をはじめとするわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであると懸念されています。

出生数及び合計特殊出生率（全国）

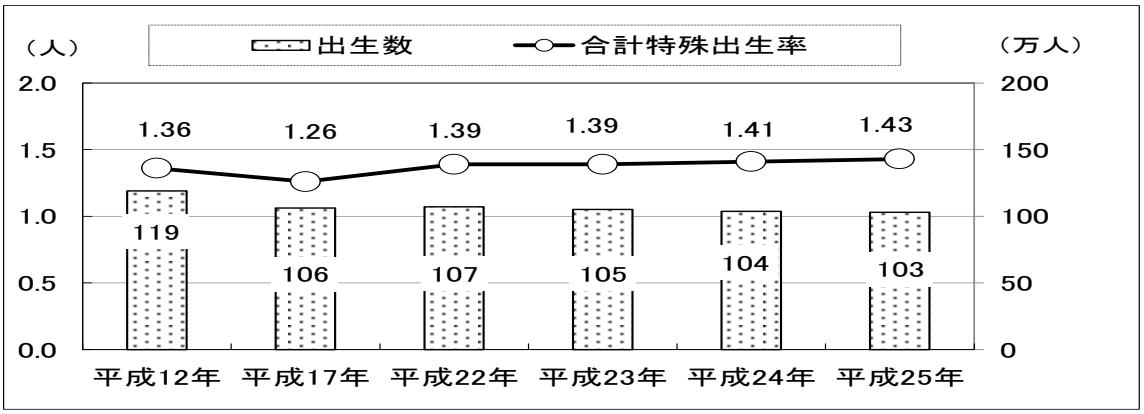

資料：厚生労働省「人口動態統計」

出生数及び合計特殊出生率（豊浦町）

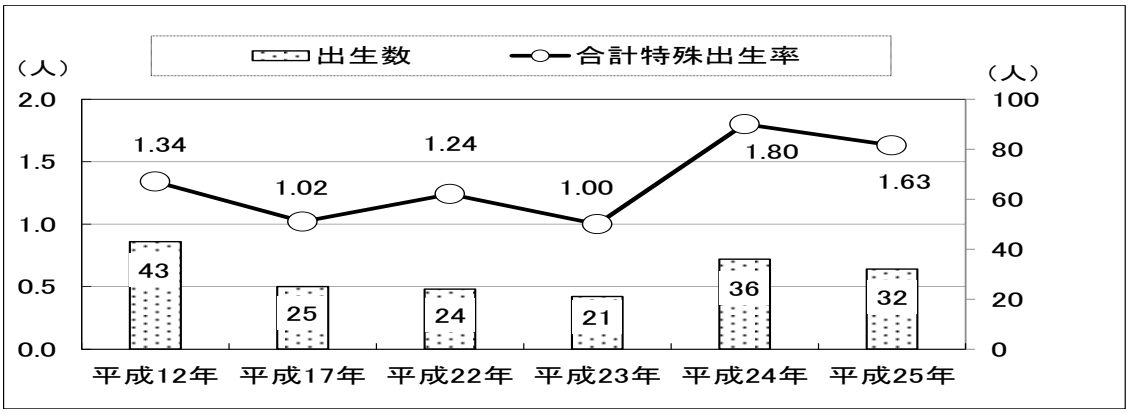

資料：住民基本台帳

※合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率の年間合計。

２　子育てをめぐる環境の変化

急速な少子化の背景にあるものとして、子どもを生み育てる家庭を取り巻く社会の変化挙げられます。

国勢調査によると、わが国の平成 22 年の生涯未婚率は、男性が 20.1%、女性は 10.6%となっており、これは昭和 55 年の男性 2.6%、女性 4.5%と比較すると、大きく上昇しています。また、平成 24 年の日本人の平均初婚年齢は、男性が 30.8 歳、女性が 29.2 歳と平均初婚年齢が高くなる晩婚化の進行に加え、平成 24 年の第 1 子の平均出産年齢が 30.3 歳という晩産化も進んでいます。

このような背景には、非正規雇用の増加、ひきこもり問題など、若者が経済的・精神的に自立できない状況の顕在化や、結婚や子どもを持つことに対する意識の多様化があると考えられます。さらに、親自身をめぐる問題だけでなく、身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少、地域の教育機能の低下などがみられるとともに、慣れない育児や子どもの進学への不安、経済的負担の増大など、安心して子どもを生み育てることが厳しい状況となっています。こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で子どもとその親を育む仕組みづくりが求められています。

第２節　計画の趣旨・目的

平成 27 年度から始まる子ども･子育て支援新制度は、平成 24 年８月に制定された「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の３法（「子ども・子育て関連３法」）に基づき、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

これまで本町では、平成 17 年４月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年に「豊浦町次世代育成支援地域行動計画（前期計画）」、平成 22 年に「次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を策定し、子育て支援体制の整備を図ってきました。また、平成 26 年４月には、幼児教育の総合施設として私立の認定こども園が開園し、幼保一体的なサービスの提供がスタートしたところです。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、わが国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであると言えます。

本計画は、本町における教育・保育及び子ども・子育て支援サービスの質を高めるため、各サービスの需給量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、子ども目線に立ち、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするため、策定します。

第３節　計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みとこれらの提供体制を定めます。

なお、本町においては、市町村における子育て支援施策が、子ども・子育て関連３法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、次世代育成支援地域行動計画（後期計画）で掲げた各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

第４節　計画期間

本計画の期間は、平成 27（2015）年度から、平成 31（2019）年度までとします。

<table>
<tr><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td><td>平成 32 年度</td><td>平成 33 年度</td><td>平成 34 年度</td><td>平成 35 年度</td><td>平成 36 年度</td></tr>
<tr><td colspan="5">豊浦町子ども・子育て支援事業計画
〔第１期〕</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="4">↑必要に
応じ中間
見直し</td><td>見直し
⇒</td><td colspan="5">豊浦町子ども・子育て支援事業計画
〔第２期〕</td></tr>
</table>

第５節　基本理念・基本目標

「豊浦町次世代育成支援地域行動計画」では、「子育ち」、「親育ち」、「地域育ち」の３つの言葉をキーワードとして、目指すべき将来像を「ともに育ちあい、豊かな次の世代をつくるまち」としてきました。

本計画では、この「次世代育成支援対策地域行動計画」における子ども・子育てに関する基本的な考え方を踏襲し、さらなる充実に向けて各施策の推進に努めていきます。

① 子育ち
すべての子どもがその誕生を喜ばれ、人と人とのかかわりを通して豊かな人間性を形成し、自立した次代の親になっていくことを支援します。

② 親育ち
子どもを生み育てる男女が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じながら互いに希望を語り合い、子育てを通して親も育っていく環境づくりを支援します。

③ 地域育ち
地域が、人々の交流を通して、子育ての楽しさと大変さを分かちあい、連帯の輪が広がる生活しやすい環境となっていくことを支援します。

ともに育ちあい、豊かな親子をはぐくむまち

～自立する元気なまち豊浦町～

第６節　区域の設定

「子ども・子育て支援法」では、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することがに定められています。

本町の教育・保育施設としては、豊浦地区に私立の認定こども園青空が、大岸地区に公立の大岸保育所があります。子どもの健やかな成長のためには、子ども同士の関係づくりや互いに尊重する心を育んでいくことが大切であり、そのためには、わずかな人数の中で特定の子どもとの関係づくりを進めるだけではなく、一定の規模の集団の中で様々な子どもと接することも重要であると考えます。

これまで本町では、子どもの人口の減少に伴い、大和へき地保育所やとようら幼稚園を閉園する一方で、平成 26 年４月に認定こども園青空を開園し、幼保一体のサービスをスタートさせたところです。また、大岸保育所については、礼文華地区の子どもの通園に送迎バスを運行するなど、町全体でサービスの提供体制の整備を図っています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、それだけ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。以上のような理由から、本町では、教育・保育提供区域を教育・保育及び子育て支援事業を通じて町全域として設定し、引き続き、子ども・子育て支援サービスの調整を図っていきます。

第２章　豊浦町の子どもを取り巻く状況

第１節　人口・世帯・出生・婚姻・離婚

１　総人口と総世帯の状況

平成 26 年９月末の本町の人口は 4,342 人で、世帯は 2,308 世帯、一世帯当たりの人口は 1.88 人となっています。人口については、平成７年以降、減少が続いています。世帯数については、平成７年以降、減少が続いていましたが、平成 22 年から平成 26 年にかけて微増しています。また、一世帯当たりの人口については、平成 26 年には 2.0 人を割り、世帯の少人数化が進んでいます。

＜人口と世帯数の推移＞

	平成２年	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年
人口総数	5,790	6,121	5,286	4,771	4,528	4,342
男性	2,738	3,158	2,421	2,200	2,055	2,067
女性	3,052	2,963	2,865	2,571	2,287	2,316
世帯数	1,929	2,698	2,020	2,009	1,944	2,308
一世帯当たり人数	3.00	2.27	2.62	2.37	2.33	1.88

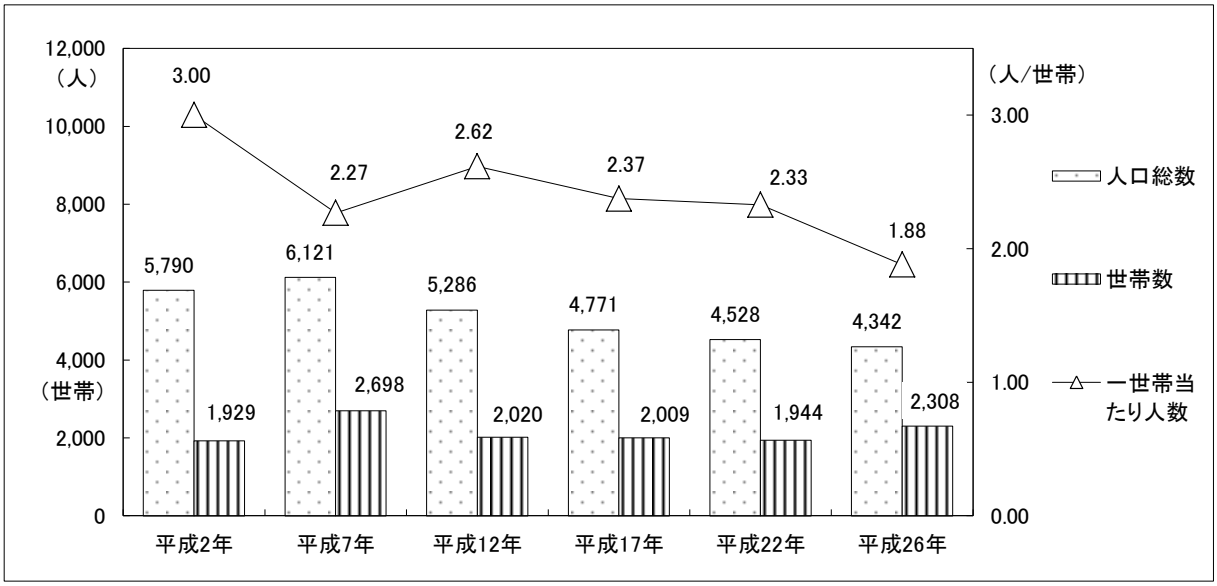

資料：平成2年～22 年は国勢調査、平成 25 年は住民基本台帳（9月末）。

２　年齢３区分人口の推移

平成 26 年９月末現在の本町の 15 歳未満の人口は 461 人で年少人口比率は 10.6%である一方、65 歳以上の老年人口は 1,466 人で老年人口比率は 33.8%となっています。年齢３区分の人口の推移をみると、少子・高齢化が進行しており、年少人口については、平成２年の約半分まで減少しています。

＜年齢３区分人口構成の推移＞

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年
総人口	5,790	6,121	5,286	4,771	4,528	4,342
15 歳未満	957	809	685	536	447	461
割合	16.5%	13.2%	13.0%	11.2%	9.9%	10.6%
15～64 歳	3,615	3,960	3,022	2,703	2,525	2,415
割合	62.4%	64.7%	57.2%	56.7%	55.8%	55.6%
65 歳以上	1,218	1,352	1,579	1,532	1,556	1,466
割合	21.0%	22.1%	29.9%	32.1%	34.4%	33.8%

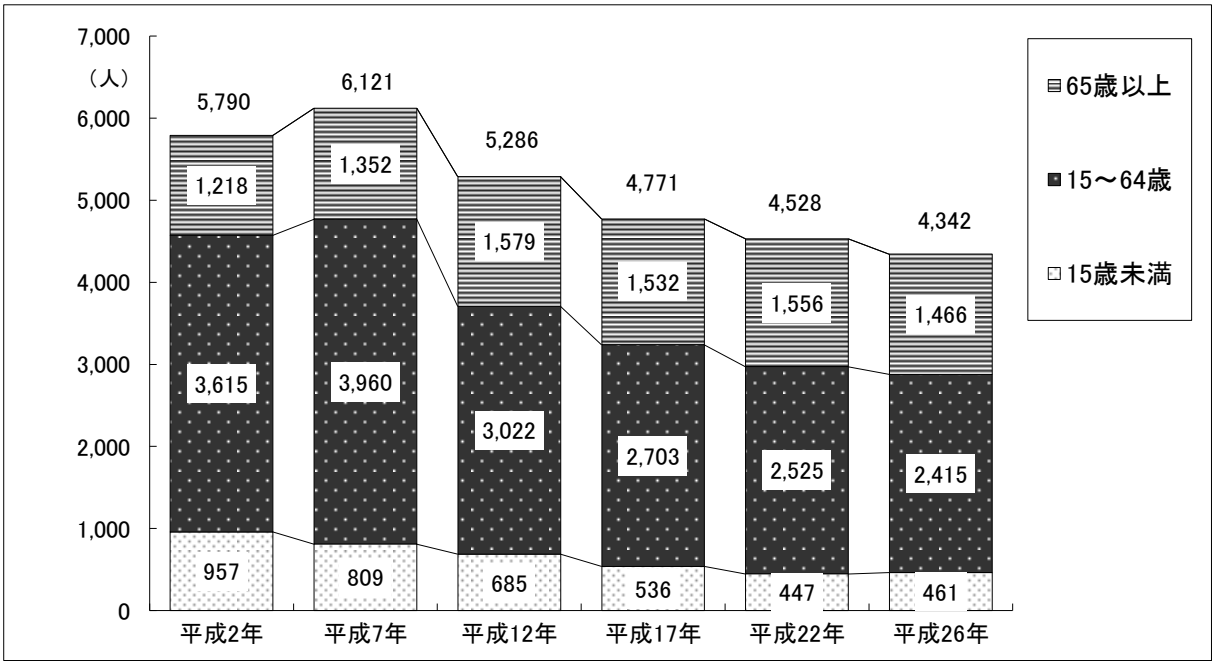

資料：平成2年～22 年は国勢調査、平成 26 年は住民基本台帳（9月末）。

3　人口動態

平成 19 年から平成 24 年までの人口動態をみると、自然動態については平成 19 年以降、死亡が出生を上回る自然減が続き、社会動態については年によって社会増と社会減があります。自然動態と社会動態を加算した人口動態については平成 22 年以降、10～120 人の間で人口減の状況が続いています。

＜人口動態の推移＞

	人　　口						
	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成 19 年	23	77	−54	233	300	−67	−121
平成 20 年	24	75	−51	357	301	56	5
平成 21 年	22	71	−49	225	274	−49	−98
平成 22 年	24	70	−46	205	270	−65	−111
平成 23 年	21	71	−50	255	221	34	−16
平成 24 年	36	92	−56	224	225	−1	−57

資料:豊浦町統計書（平成 20～24 年）、各年 12 月末。

＜自然動態＞

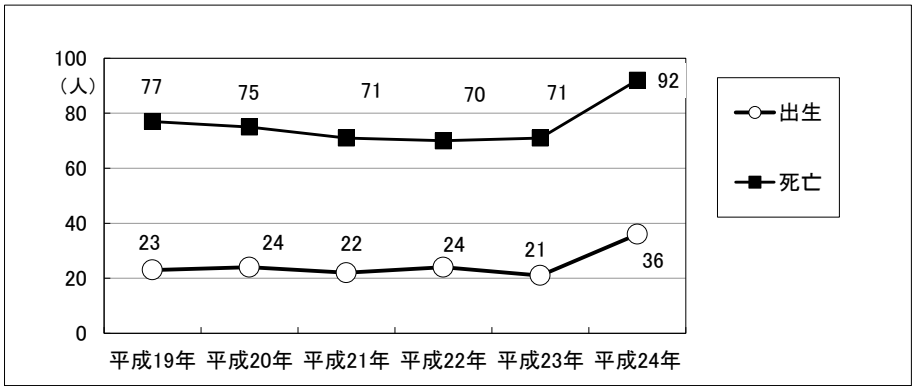

＜社会動態＞

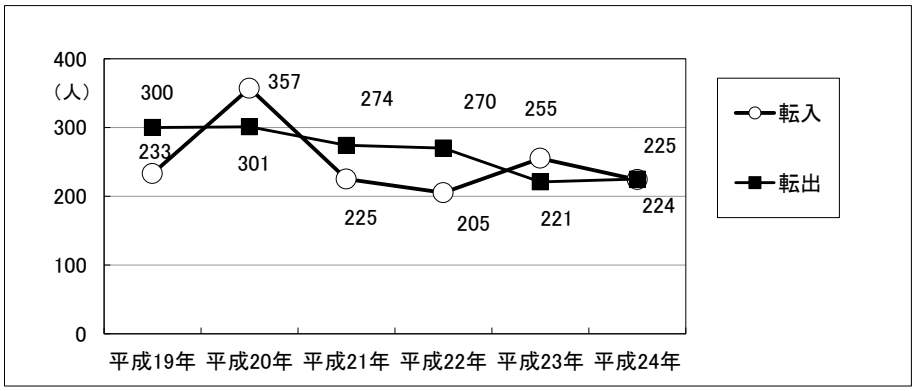

４　世帯類型等の推移

国勢調査によると、平成 22 年の世帯類型別の世帯数は、核家族世帯が 1,004 世帯で、三世代世帯が 87 世帯、単独世帯が 749 世帯となっています。構成割合をみると、単独世帯が増加する一方、三世代世帯が減少し、核家族世帯がほぼ横ばいとなっています。

18 歳未満の親族のいる世帯数は、平成 22 年では 308 世帯で、一般世帯の 16.0%を占めています。平成 12 年以降、減少傾向が続いています。

＜世帯類型等の推移＞

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
単独世帯	644	32.0%	756	37.9%	749	38.8%
核家族世帯	1,118	55.6%	1,041	52.2%	1,004	52.0%
三世代世帯	159	7.9%	117	5.9%	87	4.5%
その他の世帯	89	4.4%	82	4.1%	91	4.7%
合計（一般世帯数）	2,010	32.0%	1,996	37.9%	1,931	38.8%

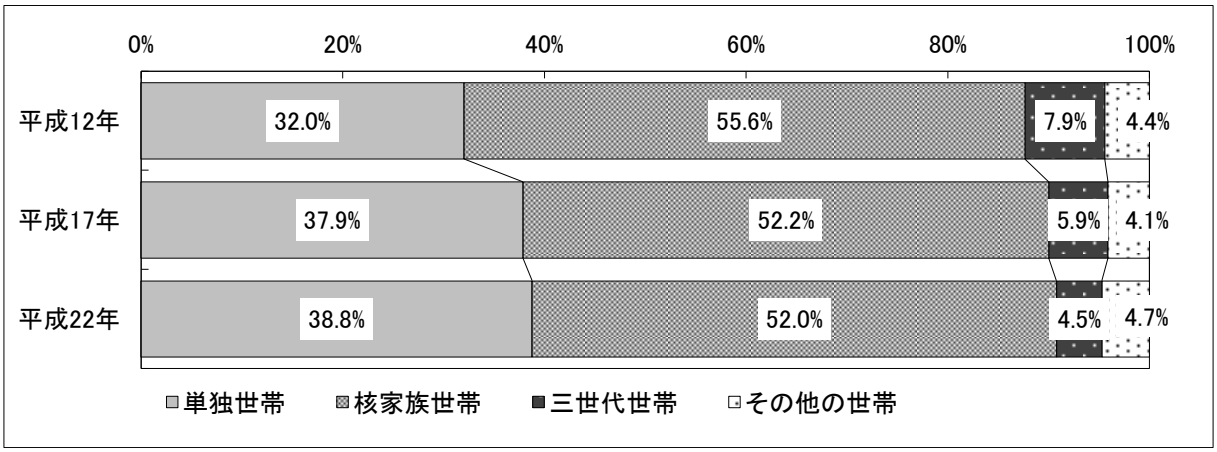

資料：国勢調査。世帯については、一般世帯数。

＜18 歳未満の親族のいる世帯数の推移＞

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
18 歳未満の児童のいる世帯数	473	383	308
一般世帯合計に占める割合	23.5%	19.2%	16.0%

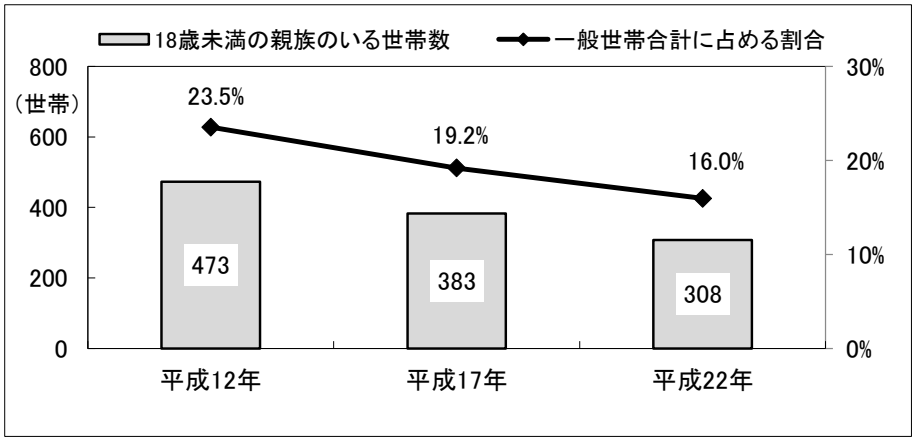

資料：国勢調査。世帯については、一般世帯数。

５　出生率の推移

本町の平成 25 年の出生数は 32 人で、人口 1,000 人当たりの出生数は、7.3 人となっています。出生率の推移をみると、平成 22～23 年は 5.0 人前後でしたが、平成 24 年以降は、出生数の増加に伴い、7.0～8.0 人となっています。

また、１人の女性が生涯の子どもの人数の目安である合計特殊出生率については、平成 25 年は、1.63 となっており、道や全国の平均を上回る結果となっています。

＜出生数の推移＞

性別	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
男性	8	11	18	17
女性	16	10	18	15
合計	24	21	36	32
出生率	5.4	4.7	8.2	7.3

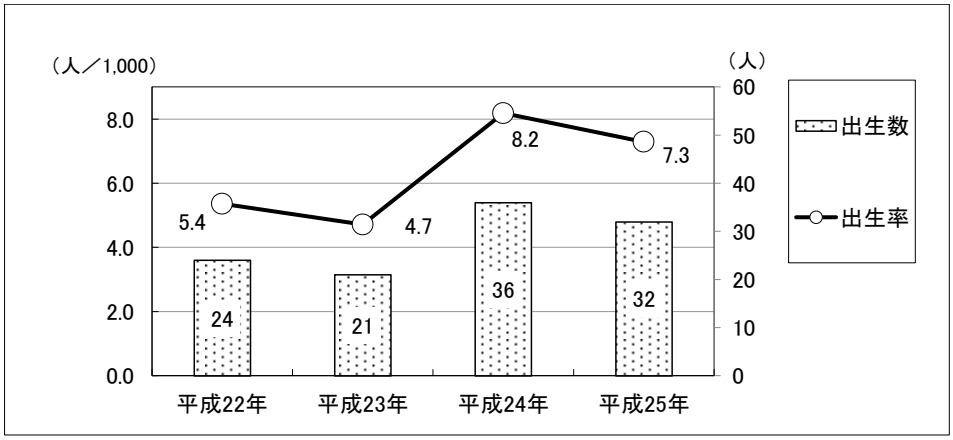

資料：町民課調べ。出生率算出には、各年9月末の住民基本台帳人口を用いた。

＜合計特殊出生率の推移＞

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
豊浦町	1.24	1.00	1.80	1.63
全道	1.26	1.25	1.26	1.28
全国	1.39	1.39	1.41	1.43

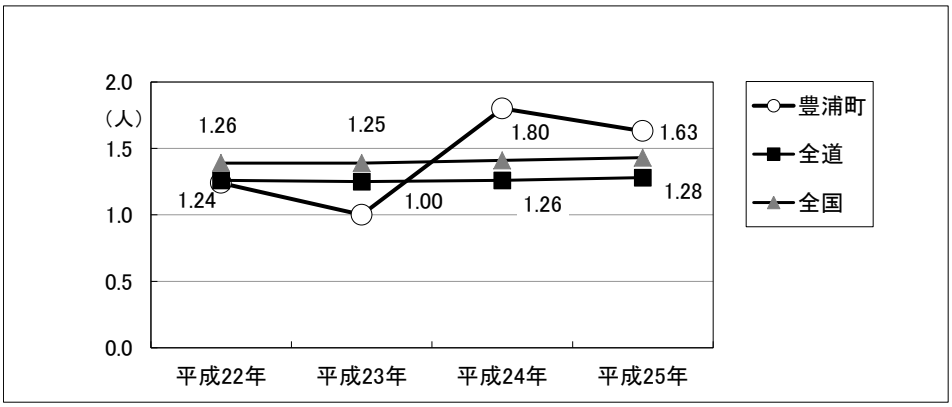

資料：町については、町民課調べ。全道、全国については、人口動態統計。

６　配偶関係の状況

平成 22 年の 20 代、30 代の未婚率をみると、35～39 歳の層でも、男性の 40.3%、女性の 29.5%が未婚となっています。この年齢層は、男女とも、平成 12 年と比べると、男性は 10.2 ポイント、女性は 13.7 ポイント増加しており、晩婚化・非婚化の傾向が窺われます。また、平成 22 年の全国平均と比較すると、20 代、30 代の未婚率は、男女ともに全国平均を上回っています。

＜未婚者数の推移＞

性別	年齢区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
		未婚者数	割合	未婚者数	割合	未婚者数	割合
女性	20～24 歳	97	83.6%	120	93.0%	72	91.1%
	25～29 歳	78	51.0%	76	57.1%	65	65.0%
	30～34 歳	41	28.9%	44	34.9%	41	37.6%
	35～39 歳	22	15.8%	31	27.0%	36	29.5%
男性	20～24 歳	91	83.5%	99	90.8%	107	96.4%
	25～29 歳	78	57.8%	84	73.0%	72	72.0%
	30～34 歳	51	41.8%	69	49.3%	73	60.3%
	35～39 歳	41	30.1%	41	37.3%	56	40.3%

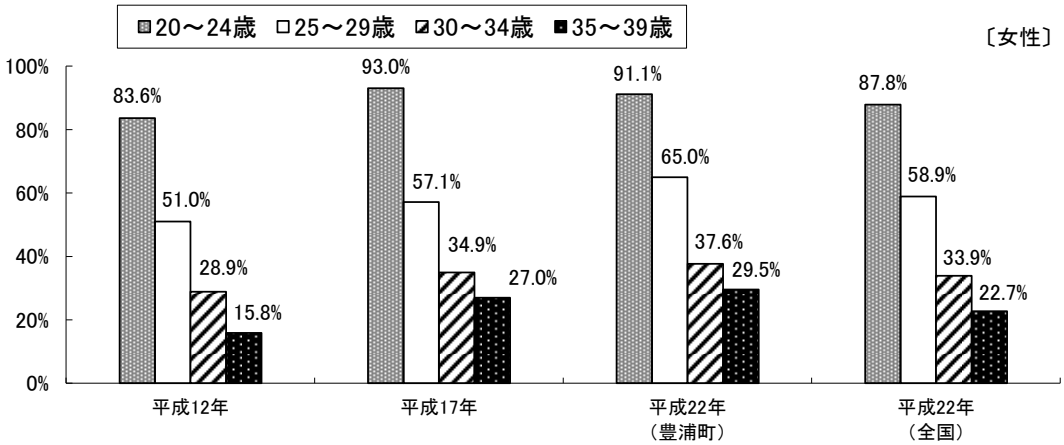

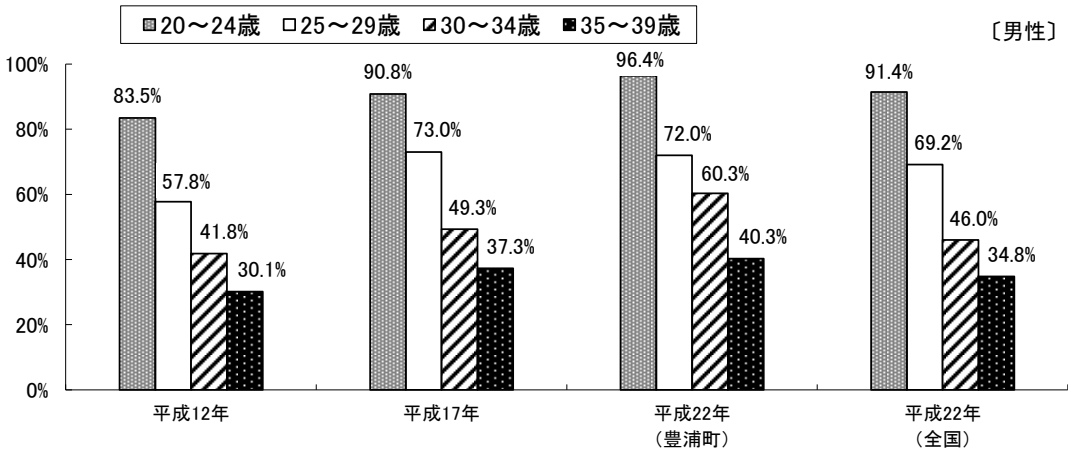

資料：国勢調査。割合は、人口総数に対する未婚者数。

7　婚姻・離婚の状況

平成 25 年の婚姻件数は９件、離婚件数は３件となっています。

＜婚姻・離婚件数の推移＞

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
婚姻	10	11	10	9
離婚	1	8	8	3

資料：町民課調べ

8　女性の就業率の状況

国勢調査によると、年齢別にみた女性の就業率の傾向については、平成 22 年と平成 12 年を比較すると、出産・育児期にあたる 20 代後半から 30 代にかけて低くなる、いわゆるM字型曲線は緩やかになっています。

また、平成 22 年について、本町と全国平均と比較すると、54 歳以下の年齢層については、本町が全国を上回っています。

＜女性の就業率＞

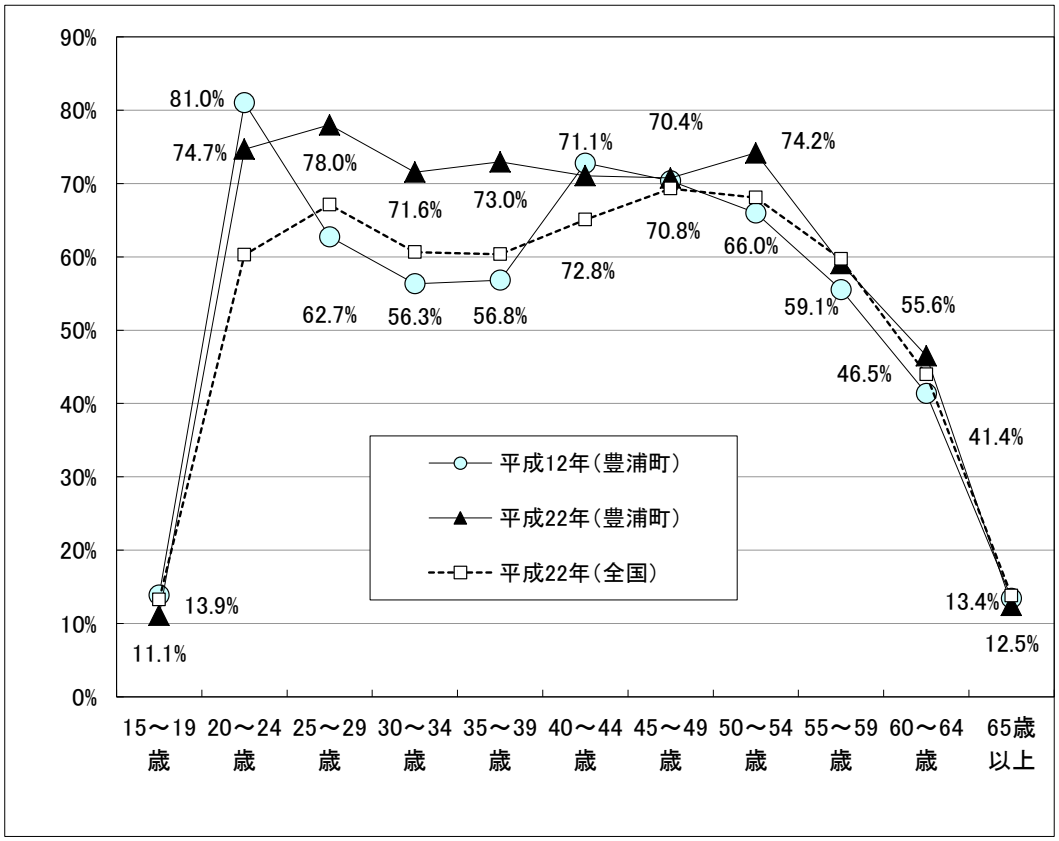

資料：国勢調査

９　児童人口の推移

平成 26 年４月現在の０～18 歳までの児童人口の合計は 590 人で、平成 23 年からの推移をみると、ほぼ横ばいに推移しています。特に０～２歳の低年齢児については、平成 23 年には 67 人だったものが、平成 26 年には 94 人となり、増加傾向にありますが、他の年齢層については、減少が続いています。

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0歳	32	32	30	29
1歳	32	32	32	40
2歳	35	38	38	25
3歳	42	36	39	29
4歳	22	41	35	27
5歳	33	21	39	23
6歳	21	34	22	26
7歳	29	21	33	26
8歳	27	28	21	29
9歳	27	26	27	29
10 歳	23	27	26	27
11 歳	36	23	27	36
12 歳	32	37	23	32
13 歳	42	32	37	36
14 歳	26	42	32	48
15 歳	49	25	40	33
16 歳	42	49	25	28
17 歳	26	44	51	40
18 歳	36	23	39	27
0～2 歳合計	67	86	93	94
3～5 歳合計	88	75	82	79
6～8 歳合計	88	88	79	81
9～11 歳合計	113	99	106	92
0～11 歳合計	356	348	360	346
0～18 歳合計	597	597	598	590

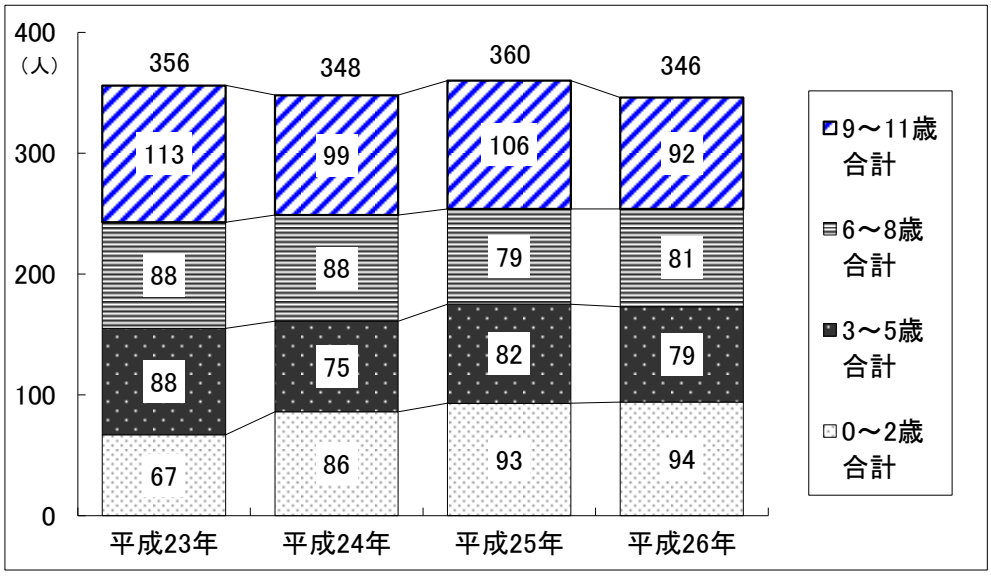

資料:住民基本台帳（平成 25 年以前は各９月末、平成 26 年は4月）

第２節　子ども・子育て支援サービスの状況

１　教育・保育施設の状況

本町には、公立の保育所が１か所、私立の認定こども園１か所あります。保護者の多様なニーズに対応するため、乳児保育、延長保育、未就園児を対象とした一時保育については、それぞれ町内１か所で提供しています。また、町内全ての保育所で障がい児の受入れもしています。

＜教育・保育施設の状況＞

	名称	入所可能年齢	定員	所在地	開所時間
公立	大岸保育所	1 歳 6 か月～	30 人	豊浦町字大岸 97 番地 73	7 時 30 分～17 時 30 分
私立	認定こども園青空	6 か月～	80 人 （うち短時間児 20 人）	豊浦町字船見町 100 番地 2	7 時 00 分～19 時 00 分

〔平成 26 年4月現在〕

＜教育・保育施設の実施サービス＞

	名称	延長保育	一時保育 （未就園児）	乳児保育	障がい児保育	備考
公立	大岸保育所		○		○	礼文華地区からの通園には送迎バスを運行
私立	認定こども園青空	○		○ 6か月～	○	

平成 26 年度の保育所及びこども園長時間児の定員の合計は 90 人で、こども園短時間児の定員は 20 人となっています。

平成 21 年からの町内施設の入所率の推移をみると、年度によって差があるものの、町内の３歳以上児については８割以上が入所している状況です。また、０、１歳児の入所率が増加傾向にあります。

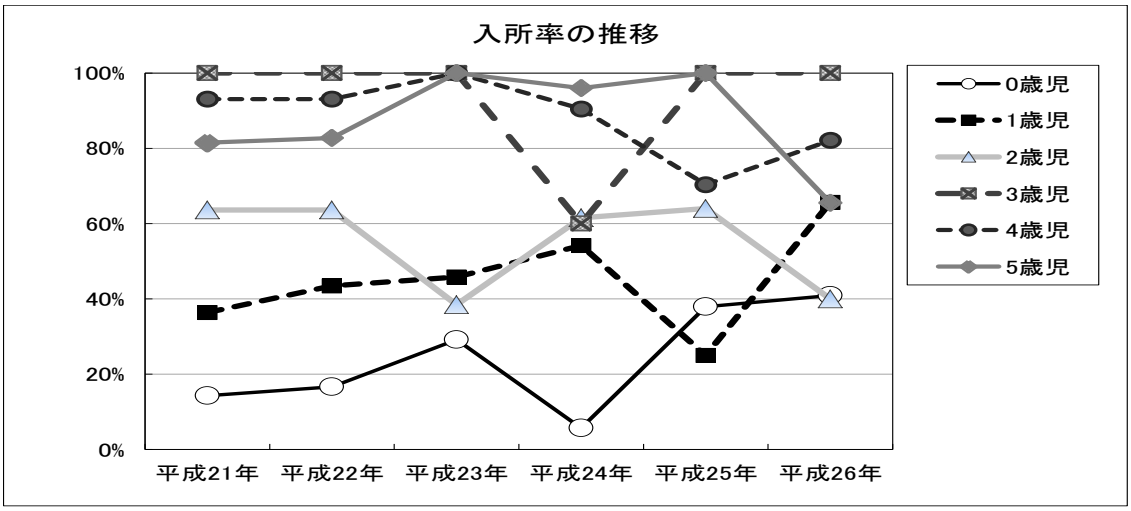

＜教育・保育施設の入所者数の推移＞

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
公立	大岸保育所	12	18	21	16	21	18
	豊浦幼稚園 （平成 25 年度で閉園）	20	19	21	19	24	8
私立	認定こども園青空 （青空保育園）	68	65	59	57	63	87
	合計	100	102	101	92	108	113

〔保育所は各年4月1日、幼稚園は5月1日現在〕

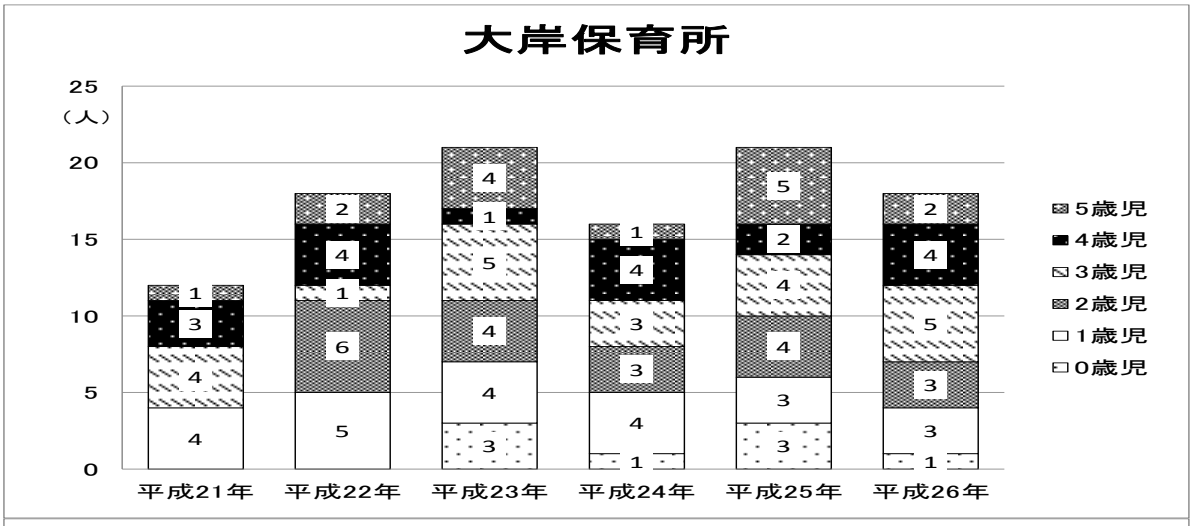

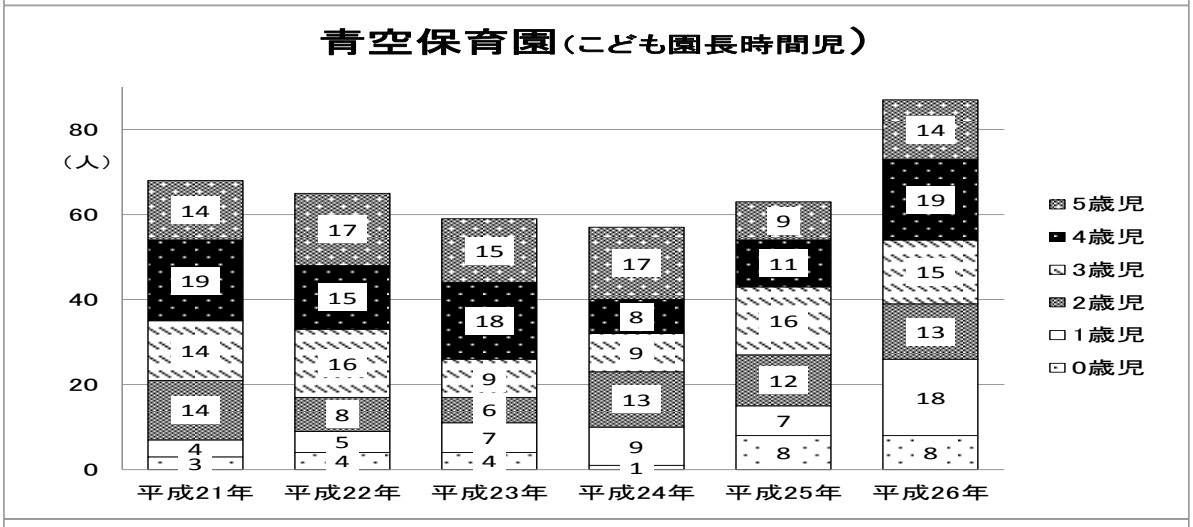

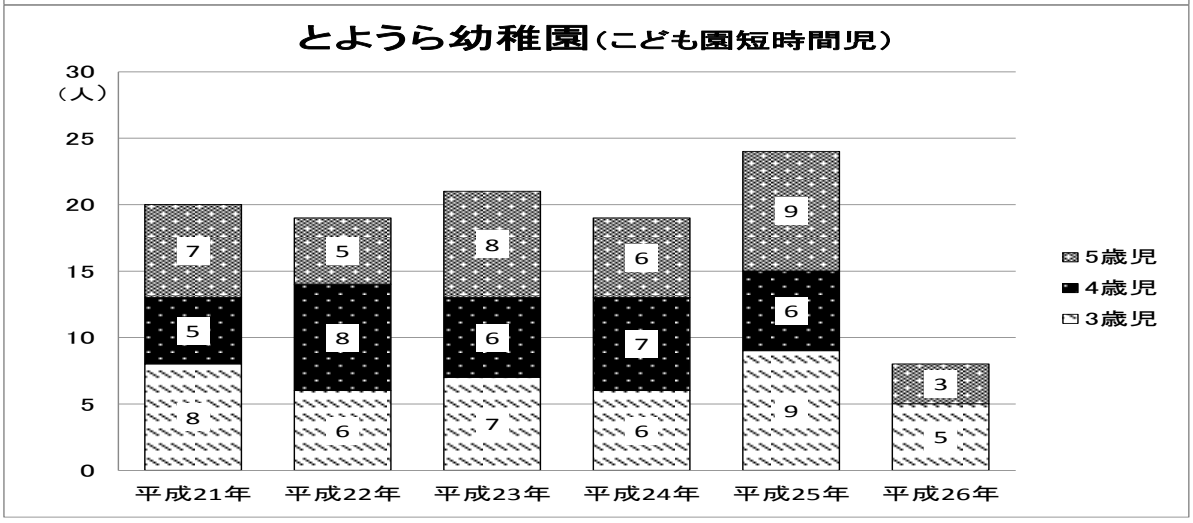

２　地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子の交流及び相談等の場として、平成 26 年度からこども園に委託し、週４日の開設で実施しています。なお、平成 25 年度までは町営の実施で、年間 2,000～3,000 人程度の利用がありました。

＜地域子育て支援拠点事業の利用者数の推移＞

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
2,212	2,823	2,325	2,635

〔年間延べ人数〕

３　放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない家庭の小学生を対象に、青空キッズクラブに委託し、こども園内で実施しています。定員は 40 人で登録者数は、年々増加しています。

＜放課後児童クラブの登録者数の推移＞

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
21	28	36	42	42

〔各年4月1日〕

４　母子保健事業

妊娠された方には、母子保健手帳の交付時に、妊婦一般健康診査受診票（14 回分）、超音波検査受診票（11 回分）を配布するとともに、妊娠期の不安軽減を図るため、保健師による面接を実施しています。出産後には、新生児の異常の早期発見と、より良い成長、発達を促すことができるように支援するため、保健師と栄養士による新生児訪問を実施しています。

＜妊婦健康診査の受診票配布人数、新生児訪問数の推移＞

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
妊婦健康診査の受診票配布人数	24	39	32	36
新生児訪問数	23	23	31	33

５　経済的支援

国の制度に基づく児童手当の支給等に加え、子どもを安心して産み育てられる環境を支援するため、不妊治療費の一部助成、出産祝い金の支給、中学校卒業までの医療費全額無料化等を実施しています。

第３節　アンケート調査結果

ニーズ調査については、小学校６年生以下の子どものいる保護者を対象に、教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関する施策ニーズなどを把握し、計画づくりの基礎資料とするために平成 25 年 12 月に実施しました。町内の小学校６年生以下の子どもがいる全世帯 232 世帯に配布し、189 世帯分を回収し、回収率は 81.5％でした。また、189 世帯の児童総数は、311 人でした。

１　子育てに関する悩みの相談先

子育てに関する悩みの相談先としては、「友人や知人」、「配偶者」、「父母・祖父母等の親族」の順に多くなっており、身近な人に相談している傾向がうかがわれます。しかし、「相談すべき人がいない」も 1.6％おり、相談先のない人への支援が求められていると言えます。

＜子育てに関する悩みの相談先＞

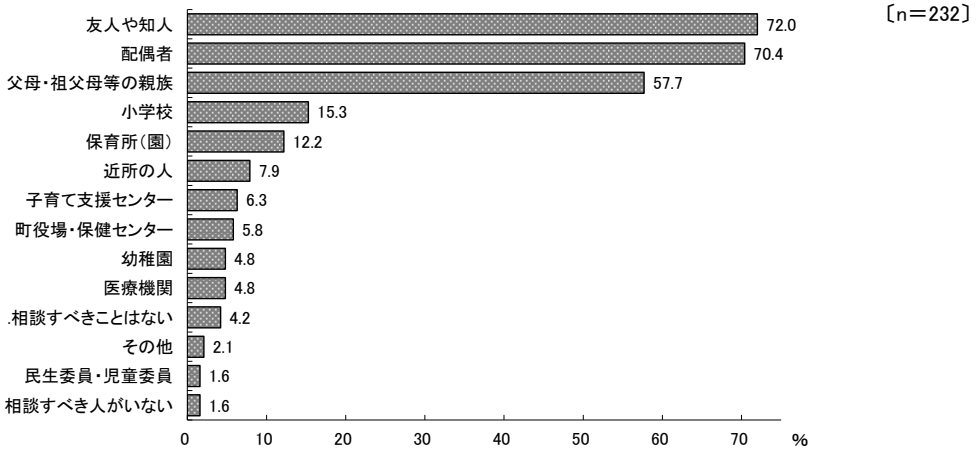

資料：豊浦町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成 25 年）

２　教育・保育施設や小学校に望むこと

幼稚園、保育所（園）、認定こども園などに望むこととしては、「友だちとのびのびと遊ぶこと」が最も多く、約５割でした。続いて、「集団で行動できるようになること」、「自然体験など多様な体験をすること」が、それぞれ約４割から回答がありました。

小学校の教育に望むこととしては、「人と仲良くつきあえるなど、社会生活を営む上で必要な態度や能力」が最も多く、次いで「自らを律し、他を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」、「社会の中で力強く生きていくために必要な思考力、判断力、表現力」の順に多くなっています。

＜幼稚園、保育所、認定こども園などに望むこと＞

〔n＝232〕

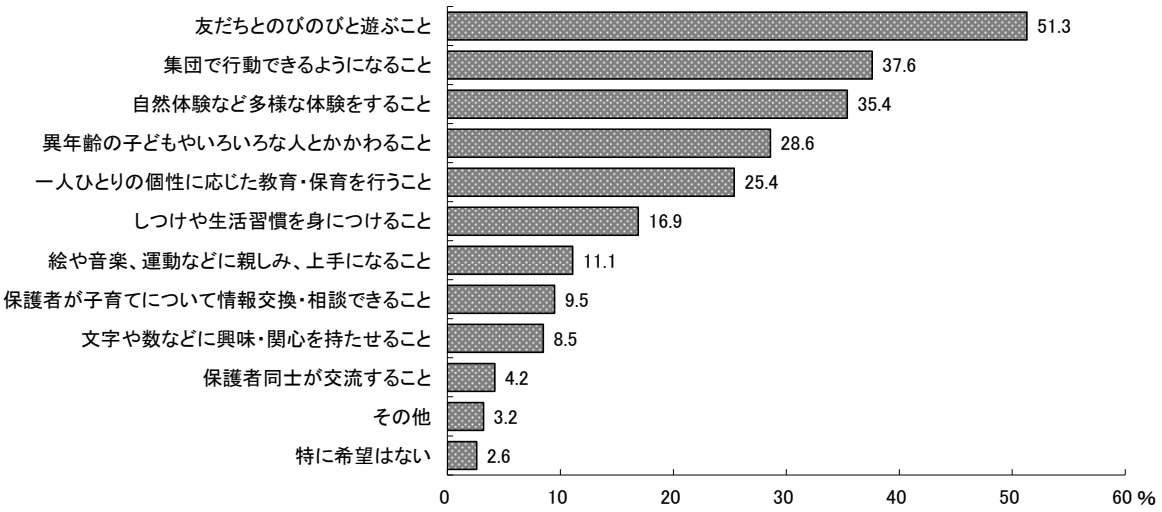

資料：豊浦町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成 25 年）

＜小学校の教育に望むこと＞

〔n＝232〕

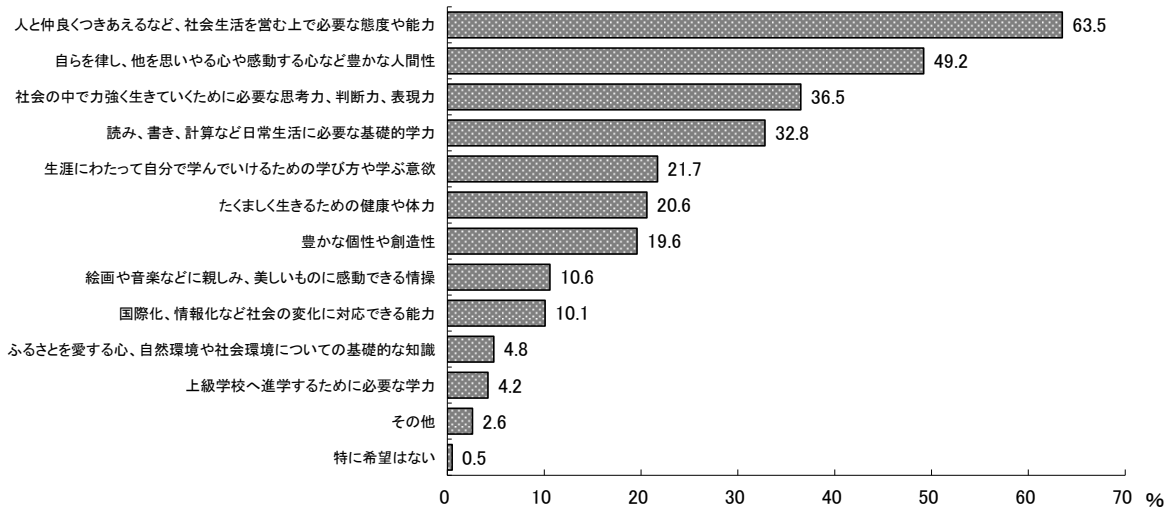

資料：豊浦町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成 25 年）

３　子育て環境に対する考え

本町が子育てのしやすいまちと思うかどうかについては、７割以上が『そう思う（（「そう思う」と「どちらかというとそう思う」と回答した人の合計））と感じています。

子育てに関して重要だと思う施策としては、「小児医療体制の充実」が最も多く、次いで「乳幼児の遊び場の整備」、「子育てへの経済的支援の充実」と続き、自由回答でも、小児医療体制の充実や、乳幼児を含めた子どもの遊び場に対する意見がありました。

＜豊浦町が子育てしやすいまちと思う割合＞

〔n＝232〕

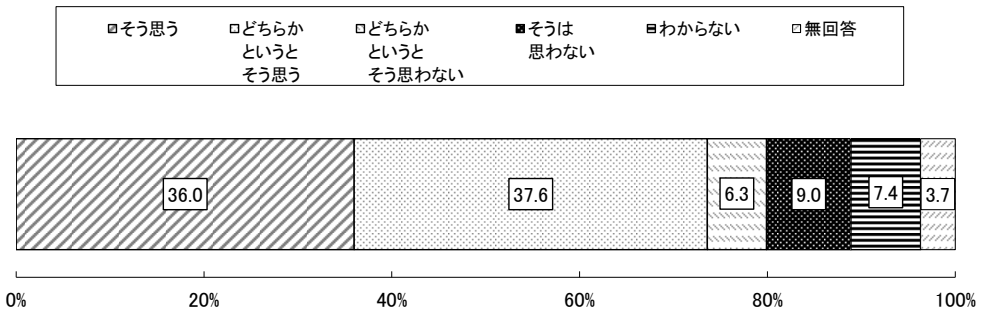

＜子育てに関して重要だと思う施策＞

〔n＝232〕

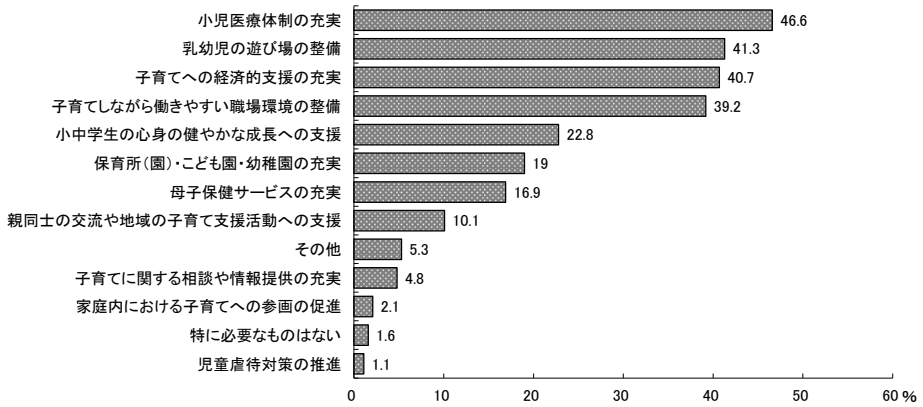

△図書館のスペースを広くして蔵書を増やし、様々な世代の人が触れあえ、集える場所ができたら嬉しく思います。出会いの場が多いことは、子どもはもちろん、すべての世代にとって良いことだと思います。

△子どもが安心して遊べる公園作りをして欲しいです。地域のお年寄の方が楽しく過ごせるゾーンがあれば、人のいないさびしい公園にならず安心して遊びに行かせられます。異年齢の子が集まって遊べる、いつ行っても楽しく遊べる公園が欲しいです。イニシアチブをとる専属の人がいて、自然体験や集団の遊びができるとうれしい。休みや特別な日だけでなく、いつでも何かしら楽しく過ごせるよう見守ってくれる大人がいる公園。学童保育の新たな形としても考えて頂ければ、と思います。

△子どもが少ないせいかもしれませんが、公園や児童館はいろいろな場所にもう少しあった方がよいと感じます。小児病院は救急の時、室蘭まで行くことがあり、地域的にしかたないのかもしれませんが不安があります。

資料：豊浦町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成 25 年）

第４節　将来人口推計

住民基本台帳に基づき、「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、０～18 歳の人口は、平成 27 年には 612 人であったものが、平成 31 年には 591 人となり、減少が見込まれます。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0歳	32	32	30	30	30
1歳	32	32	32	30	30
2歳	35	38	38	38	36
3歳	42	36	39	39	39
4歳	22	41	35	38	38
5歳	33	21	39	33	36
6歳	21	34	22	41	35
7歳	29	21	33	21	40
8歳	27	28	21	34	21
9歳	27	26	27	20	32
10 歳	23	27	26	27	20
11 歳	36	23	27	26	27
12 歳	32	37	23	28	27
13 歳	42	32	37	23	28
14 歳	26	42	32	37	23
15 歳	49	25	40	30	35
16 歳	42	49	25	40	30
17 歳	26	44	51	25	42
18 歳	36	23	39	46	22
0～2 歳合計	99	102	100	98	96
3～5 歳合計	97	98	113	110	113
6～8 歳合計	77	83	76	96	96
9～11 歳合計	86	76	80	73	79
0～11 歳合計	359	359	369	377	384
0～18 歳合計	612	611	616	606	591

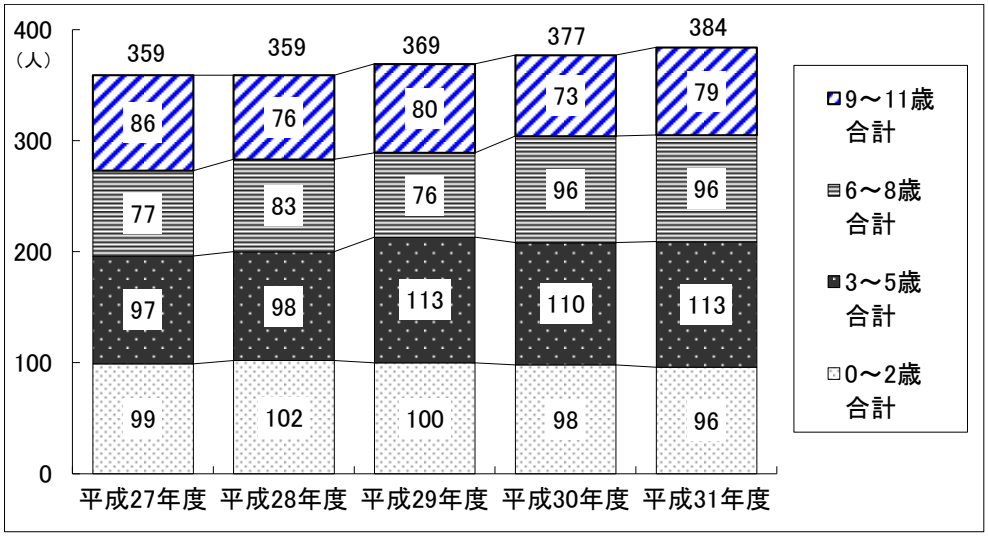

※「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（又は同じ時期）に生まれた人々の集団のことを指します。

第３章　子ども・子育て支援サービスの見込み

計画期間における子ども・子育て支援サービスの見込みは、平成 26 年１月に国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、家族類型別の子どもの数に、ニーズ調査結果から得た意向率を乗じて算出しました。ただし、一部の事業については、本町の実情を踏まえ、量の見込みを補正しています。

＜国から示された量の見込み算出項目＞

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5 歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5 歳
3	保育認定②（認定こども園及び保育所	3～5 歳
4	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0 歳、1・2 歳
5	時間外保育事業	0～5 歳
6	放課後児童健全育成事業	1～3 年生、4～6 年生
7	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18 歳
8	地域子育て支援拠点事業	0～2 歳
9	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	 3～5 歳 0～5 歳
10	病児保育事業	0～5 歳、1～6 年生
11	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5 歳、1～3 年生、4～6 年生
12	利用者支援事業	0～5 歳、1～6 年生

※「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」などは、事業形態の性質上、ニーズ調査とは別に量の見込みを算出。

＜算出方法＞

児童人口の推計	コーホート変化率法によって、平成 27～31 年度の０～11 歳の子どもの人口を推計する。
家庭類型の分類	ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型の児童数の割合を算出する。 【家庭類型】 ※１年以内の就労希望がある者は、希望の就労形態により区分する。 タイプＡ　：ひとり親家庭 タイプＢ　：フルタイム×フルタイム タイプＣ　：フルタイム×パートタイム タイプＣ’：フルタイム×パートタイム（短時間） タイプＤ　：専業主婦（夫） タイプＥ　：パート×パート タイプＥ’：パート×パート（短時間） タイプＦ　：無業×無業 （タイプＢ～タイプＦ：年齢別に分類）
量の見込み算出	家庭類型ごとに利用状況・利用意向（希望）から割合を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせることにより、量の見込みを算出する。 ●教育・保育の量の見込みの場合、１号、２号、３号別に、年度ごとに算出。 ●地域子ども・子育て支援事業の場合、事業別に年度ごとに算出。

第１節　子どものための教育・保育給付

本町における教育・保育施設の量の見込みは、下表のとおりです。

	26 年度（実績）	27 年度（推計）	28 年度（推計）	29 年度（推計）	30 年度（推計）	31 年度（推計）
①1号認定こども（3歳以上保育の必要性なし）	10	8	8	9	9	9
認定こども園短時間児（①）	10	8	8	9	9	9
②2号認定こども（3～5歳）	56	60	58	57	56	51
③3号認定こども（0歳）	6	8	8	7	7	7
④3号認定こども（1，2歳）	35	38	40	40	39	38
保育所、認定こども園長時間児（②＋③＋④）	97	106	106	104	102	96

※国の算出手順に基づいて算出した上で、実績を鑑み補正。各年４月時点の入所者数を想定。

第２節　地域子ども・子育て支援事業

本町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、下表のとおりです。

	25 年度（実績）	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①利用者支援事業	未実施	－	－	－	－	－
②地域子育て支援拠点事業	2,635 延人/年	4,164 延人/年	4,284 延人/年	4,200 延人/年	4,116 延人/年	4,032 延人/年
③妊婦健康診査	12 件/年	448 件/年	448 件/年	420 件/年	420 件/年	420 件/年
④乳児家庭全戸訪問事業（新生児・妊産婦訪問事業）	39 人	32 人	32 人	30 人	30 人	30 人
⑤養育支援訪問事業等	未実施	－	－	－	－	－
⑥子育て短期支援事業	未実施	0 延人/年	0 延人/年	0 延人/年	0 延人/年	0 延人/年
⑦ファミリー・サポート・センター事業	未実施	0 延人/年	0 延人/年	0 延人/年	0 延人/年	0 延人/年
⑧一時預かり事業（認定こども園短時間児を対象）※1	172 延人/年	48 延人/年	49 延人/年	56 延人/年	55 延人/年	56 延人/年
⑨一時預かり事業（⑧以外）※2	4 延人/年	608 延人/年	614 延人/年	614 延人/年	602 延人/年	590 延人/年
⑩延長保育事業※3	33 人	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
⑪病児保育事業	未実施	243 延人/年	248 延人/年	264 延人/年	258 延人/年	259 延人/年
⑫放課後児童健全育成事業	42 人	36 人	36 人	34 人	39 人	40 人

※１　25 年度実績は認定こども園開園以前の実績値。

※２　ニーズ調査で回答のあった０～２歳児の利用希望割合と利用日数平均の実績を、推計児童人口に乗じて算出した上で、実績を鑑み補正。

※３　25 年度実績は、８時間を超える保育を行った人数であり、11 時間未満の保育児童数も含まれている。推計値は、ニーズ調査で回答のあった、11 時間以上の保育の利用希望者割合を、２号、３号認定児童数の見込みに乗じて算出した。

第４章　子ども・子育て支援サービスの確保策

第１節　関係機関との連携体制の構築

本計画における多くの事業は、住民が総力をあげて取り組むべき大きな課題であるため、様々な広報活動や生涯学習等の学習機会を通じて、住民の意識啓発を推進します。

また、本計画における多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素です。子どもを含む住民と各種関係団体との連携に努め、施策を推進していきます。

＜連携イメージ図＞

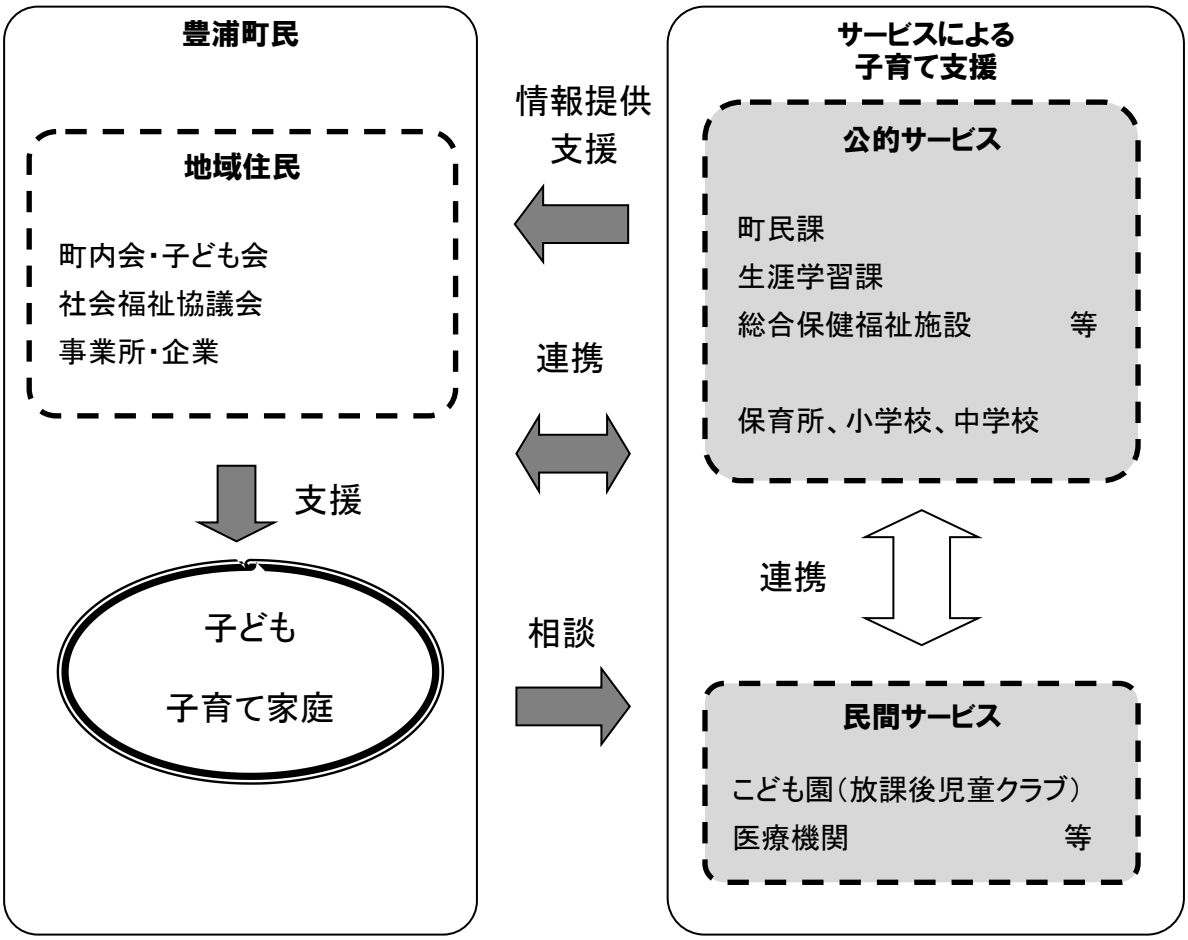

第２節　各種サービスの確保策

１　子どものための教育・保育給付

本町では、認定こども園青空と大岸保育所の利用者が、教育・保育給付の対象となります。

認定こども園青空は、平成 26 年度に開園した施設ですが、平成 26 年度の入園者数が定員超過となったことを踏まえ、平成 28 年度までに、定員の見直しを検討します。大岸保育所については、引き続き、現在の定員でサービスを提供していきます。

また、老朽化の進む大岸保育所については、平成 30 年度開設に向けて建て替えを行います。

〔提供量〕

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①1号認定こども（3歳以上保育の必要性なし）	20	20	20	20	20
認定こども園短時間児（①）	20	20	20	20	20
②2号認定こども（3～5歳、保育所等利用希望者）	50	60	60	60	60
③3号認定こども（0歳）	10	10	10	10	10
④3号認定こども（1，2歳）	30	30	30	30	30
認定こども園長時間児、認可保育所（②＋③＋④）	90	100	100	100	100

２　地域子ども・子育て支援事業

１ 利用者支援事業

子どもやその保護者、又は妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

本町では、子育て支援に関する情報提供や相談は、役場の窓口や、こども園、保育所で受けています。専任の職員の確保が難しいため、事業としての実施は見送りますが、関係機関で連携をとり、対応に努めていきます。

２ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。

こども園に委託し、町内１か所、週４日で開設しています。引き続き、こども園に委託して事業を実施します。また、大岸小学校区、礼文華小学校区における子育て支援の拠点的な場所づくりについて、出張子育て支援センター等の実施を検討していきます。

３ 妊婦健康診査

妊婦健康診査については、妊婦の経済的負担と精神的不安を軽減し、安心・安全な出産のために、妊婦一般健康診査受診票（14 回分）、超音波検査受診票（11 回分）を配布します。

受診票の配布を継続するとともに、引き続き、受診率 100％となるよう、受診勧奨に努めていきます。

４ 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）

生後４か月までの乳児がいる全家庭を保健推進委員が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。本町では、新生児訪問の中で、実施し、全数訪問に努めていきます。

５ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。新生児訪問や、乳幼児健診未受診者の家庭への訪問を通して、家庭状況を把握し、適切な支援に努めていきます。

６ 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として７日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。町内での確保は難しいため、周辺の市町村と連携をとり、確保策の検討をしていきます。

7 ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

事業の実施は見送りますが、一時的な子どもの預け先について、住民同士が協力できるような体制づくりに向けて、意識の啓発や、必要な研修制度の導入等、体制づくりを検討していきます。

8 一時預かり事業

未就園児について、主に昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

現在、大岸保育所で１歳６か月～就学前の児童を対象に実施しています。定員２名、週６日（年間 624 名）の受入れ体制を継続します。豊浦地区における一時的な子どもの預かり先について、住民の相互援助的な活動を視野に入れつつ、検討していきます。

9 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

認定こども園青空で 12 時間（延長１時間）で実施しています。引き続き、こども園でサービスを提供していきます。

10 病児保育事業

子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

町内あるいは、周辺の市町村と連携をとり、確保策の検討をしていきます。

11 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

本町では、こども園内の青空キッズクラブに委託して実施しています。大岸地区、礼文華地区における放課後児童について、保護者の希望を聴収し、必要に応じて確保策を検討していきます。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

新規事業のため、国や周辺の市町村の動向を把握しながら、必要に応じて実施の検討をしていきます。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

新規事業のため、国や周辺の市町村の動向を把握しながら、必要に応じて実施の検討をしていきます。

〔提供量〕

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
利用者支援事業	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
地域子育て支援拠点事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
妊婦健康診査	448 件/年	448 件/年	420 件/年	420 件/年	420 件/年
乳児家庭全戸訪問事業（新生児・妊産婦訪問事業）	32 人	32 人	30 人	30 人	30 人
養育支援訪問事業等	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年
子育て短期支援事業	0 延人/年	0 延人/年	0 延人/年	0 延人/年	0 延人/年
ファミリー・サポート・センター事業	0 延人/年	0 延人/年	0 延人/年	0 延人/年	0 延人/年
一時預かり事業（認定こども園短時間児）	1,500 延人/年	1,500 延人/年	1,500 延人/年	1,500 延人/年	1,500 延人/年
一時預かり事業（未就園児対象）	624 延人/年	624 延人/年	624 延人/年	624 延人/年	624 延人/年
延長保育事業※	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
病児保育事業	0 延人/年	0 延人/年	0 延人/年	0 延人/年	0 延人/年
放課後児童健全育成事業※	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人

※各年４月１日現在の登録者数。

第５章　施策の展開

第１節　地域における子育ての支援

＜現状と課題＞

●就学前の子どもの教育・保育については、公立の大岸保育所と私立の認定こども園青空の２か所で実施しています。入所児童数は、ほぼ横ばいに推移していますが、平成 26 年度に開設した認定こども園青空で定員超過となっていることから、定員を見直す必要があります。

●保護者の就労等など多様なニーズに応じて、生後６か月からの乳児保育や障がい児保育、未就園児を対象とする一時預かり事業、小学生を対象とした放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施しています。乳児保育、延長保育については、平成 22 年度の実績と比較すると、増加していることがわかります。

参考　利用者数

	平成 22 年度	平成 26 年度
通常保育	85 人	92 人
乳児保育事業	０人	８人
延長保育事業	150 人	310 人
障がい児保育	０人	０人

※各 10 月１日現在の人数

●親子の交流・相談・遊びの場については、こども園に委託して、週４日の開設を実施しています。しかし、これらは豊浦地区の住民に集中しており、大岸・礼文華地区の子育ての拠点的場所の確保を検討する必要があります。また、機関訪問や、すこやか子ども相談を実施し、親の育児不安の軽減に努めています。

	平成 22 年度	平成 25 年度
地域子育て支援拠点事業	2,212 人	2,625 人

＜基本方針＞

①保育サービスの充実
②地域における様々な子育て支援サービスの充実
③児童の健全育成

1　保育サービスの充実

事業番号	事業名	内容	25 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
1	就学前児童のための教育・保育の提供	大岸保育所及び認定こども園青空においては朝7時から18時までの11時間保育を実施します。町内2か所において、第4章に定める確保策に基づき、就学前の教育・保育を提供していきます。 また、本町内からの大岸保育所へ通所する園児のために通園バスの運行を行い、平成30年度へ向けて、老朽化の進む園舎の建て替えを行います。	町立：大岸保育所 定員　30 名 私立：認定こども園青空 定員　60 名	町立：大岸保育所 定員　30 名 私立：認定こども園青空 定員　70 名	町民課
2	延長保育事業	大岸保育所及び認定こども園青空において、18時から19時までの1時間の延長保育を実施します。 第4章に定める確保策に基づき、就学前の教育・保育を提供していきます。	2か所 延 350 人※	2か所 延 350 人	町民課
3	乳児（0歳児）保育事業	認定こども青空において6か月より受入れをしています。保護者のニーズに応じて、大岸保育所での実施を検討します。	1か所 5人	2か所 20 人	町民課
4	障がい児保育事業	町内2か所で、集団保育が可能な障がい児を受け入れる保育事業を推進します。	2か所 0人	2か所 2人	町民課
5	放課後児童健全育成事業	豊浦小学校区においては、小学校1～6年生を対象に、運営を「青空キッズクラブ」に委託し、実施します。 大岸小学校区、礼文華小学校区については、保護者の声を聴取しながら、必要に応じて保育の方策を検討をします。 第4章に定める確保策に基づき、就学前の教育・保育を提供していきます。	1か所 285 日開設 定員　40 名	1か所 各 285 日開設 定員　40 名	認定こども園

※平成 25 年度の事業量・実績については、通常保育時間である８時間を超える保育を行った人数です。

２　地域における様々な子育て支援サービスの充実

事業番号	事業名	内容	25 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
6	すこやか子ども相談	育児不安軽減のため、年2回、発達支援専門員と町保健師で実施します。	年2回	年2回	総合保健福祉施設
7	機関訪問	情報交換が必要な機関と連携しながら、胆振西部児童デイサービスセンター職員、太陽の園作業療法士・臨床心理士、町保健師、機関関係者が必要に応じ実施します。	大岸保育所2回 青空保育園3回 とようら幼稚園2回 豊浦小学校1回 礼文華小学校1回	保育所・こども園で実施 （小学校については直接太陽の園と行う）	総合保健福祉施設
8	子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と促進、子育てに関する相談・援助・講習等を認定こども園に委託し、実施しています。大岸・礼文華地区の拠点的場所の確保策について、検討していきます。	町営 週5開設 職員2名配置	こども園 週4日開設 大岸・礼文華地区 週1日開設	町民課
9	子育てに関する情報提供の充実	ホームページや広報等の媒体を通じて、子育てに関する情報提供の充実に努めます。また、地域住民にとって身近な施設となるよう、保育所や学校の活動内容を公表します。	実施	継続	町民課
10	通学費等補助事業	町内に住所を有し、定期券等を利用し通学する高校生またはその保護者に対し、購入した定期券の1／2を補助するものです。	―	90 名	町民課
11	学校給食費負担軽減給付事業	町内の小中学校に通学する児童の保護者を対象に、給食費の1／2を助成し、負担軽減を図ります。	―	285 名	町民課

３　児童の健全育成

事業番号	事業名	内容	25 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
12	わくわく体験隊	自然体験活動を通じ、親子のふれあいを深めるために、登山やカヌー教室・冬遊び等を実施します。	実施	継続	生涯学習課
13	子ども会各種交流事業	町内の子どもたちが一同に集まる機会として子供会スポーツフェスティバルを開催します。	実施	継続	生涯学習課
14	子ども会育成連絡協議会育成者研修会	単位子供会活動と地域づくりのかかわりについて学習し、子供会への関心や理解を深める活動を行います。	実施	継続	生涯学習課
15	豊浦大学と小学生との交流	豊浦大学（高齢者大学）と、昔の遊び、似顔絵描き、手紙のやりとり等の交流の機会を設けます。	実施 年1回	継続 年1回	生涯学習課
16	ブックスタート	乳幼児健診時等に合わせ、ボランティア等による絵本の読み聞かせを通して、親と子のスキンシップを深めることを応援する子育て支援策として「ブックスタートパック」を配布します。	実施	継続	生涯学習課
17	保育所・こども園、小学校の連携	こども園、保育所から小学校への進学が滑らかになるように、授業や行事等を合同で行う機会を増やしていきます。 ・ジョイント教室 ・交流給食　等	実施	継続	町民課 生涯学習課 こども園
18	小学校、中学校の連携	小学校から中学校への進学が滑らかになるように、授業や行事等を合同で行う機会を増やしていきます。 ・ジョイント教室・交流学習・乗り入れ授業 ・マラソン記録会 ・学習サポート ・行進曲演奏　等	実施	継続	生涯学習課
19	思春期における乳幼児とのふれあい体験学習の検討	次代の親となるべき子どもたちが、命の尊さ、大切さを実感できるように、小中学生、乳幼児とのふれあい体験や妊婦体験、講義等の実施を検討します。	無	実施	町民課 生涯学習課 こども園
20	各種団体等との交流	体育協会や文化団体等が主催する各種大会や、行事に参加する機会を設けます。	無	実施	生涯学習課

第２節　母親と乳幼児等の健康の確保と増進

＜現状と課題＞

●本町では、妊娠時から出産、乳児期、幼児期と一貫した母子の健康づくりに向けて、妊婦、乳児、１歳６か月児、３歳児の健康診査を基本に、フッ素塗布や新生児訪問、予防接種など、きめの細かい事業展開に努めています。今後も関係機関との連携を一層強化し、各健診と健診後の相談・指導を充実するとともに、子育て不安の解消にむけた仲間づくりや学習の場の提供により、育児力を高めていくことが求められます。

●食は生涯を通じて健康に生活するための基礎であり、乳幼児期から、望ましい食習慣の定着を図っていくことが重要です。食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野、そして地域が連携しつつ、食に関する学習機会や情報提供を進めることが必要です。

●安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう地域小児医療体制の整備を図ります。

＜基本方針＞

①子どもや母親の健康の確保
②食育の推進
③小児医療の充実

1　子どもや母親の健康の確保

事業番号	事業名	内容	25 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
21	不妊治療費の一部助成	一般不妊治療（人工授精）・特定不妊治療（体外授精及び顕微授精）にかかる医療保険適用外診療費用の助成を行います。	実施	継続	総合保健福祉施設
22	母子手帳交付時の面接	妊娠期の不安軽減を図るため、母子手帳交付時に保健師による面接を実施します。	35 人実施	30～35 人	総合保健福祉施設
23	妊婦健康診査	妊婦と胎児の健康を守り、妊娠経過が順調かどうか、妊婦一般健康診査受診票、超音波検査受診票を交付します。	36 人交付 36 人受診	受診率 100%	総合保健福祉施設
24	新生児訪問（低体重児・未熟児訪問を含む）	新生児の異常の早期発見と、より良い成長、発達を促していけるよう支援するため保健師と栄養士が家庭を訪問し、身体計測や育児相談等を実施します。	33 人実施 100%訪問	100%訪問	総合保健福祉施設
25	乳児健診	3・4、7・8、10・11 か月児を対象に、年6回、診察、身体計測、発達チェック、育児相談、栄養相談等を実施します。	3～4 か月健診 93.5% 7～8 か月健診 86.7% 10～11 か月健診 94.6%	年6回受診率 100%	総合保健福祉施設
26	1歳6か月児健診	1歳6か月児を対象に、年4回小児科・歯科診察、育児・栄養相談、歯科指導、身体計測、発達チェック等を実施します。	91.4%	年4回受診率 100%	総合保健福祉施設
27	3歳児健診	3歳児を対象に、年4回小児科・歯科診察、育児・栄養相談、歯科指導、身体計測、発達チェック等を実施します。	91.7%	年4回受診率 100%	総合保健福祉施設
28	フッ素塗布	1歳～5歳未満児を対象に、年4回、フッ素塗布、歯科診察、歯科指導、育児相談、栄養相談を実施します。	46.1%	年4回受診率 50%	総合保健福祉施設
29	予防接種	感染予防を図るため、集団及び個別に各種予防接種を実施します。	法定接種 9.8～96.7% 任意接種 38.0～48.0%	法定接種 100% 任意接種 50%	総合保健福祉施設

２　食育の推進

事業番号	事業名	内容	25 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
30	親子料理教室	小学1年～3年生を対象に、食への興味・親子で協力し手作りの美味しさを知る機会として教室を開催します。また、幼児期の食についての学習の機会として、就学前児童の保護者を対象にした教室についても開催を検討します。	年1回	年1回	総合保健福祉施設
31	小学生料理教室	小学4年生以上を対象に、料理教室を開催します。	年1回	年1回	総合保健福祉施設

３　小児医療の充実

事業番号	事業名	内容	25 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
32	乳幼児等医療助成事業	高校終了前までを対象に、入院・通院費の自己負担額の全額を助成します。管外の病院を受診した場合は、医療費を支払った領収書により償還払いとします。	未就学児の一部負担金 187 人 年齢拡大分の医療費 239 人	継続	町民課
33	小児救急支援事業	休日及び夜間の小児医療確保について、市立室蘭総合病院、日鋼記念病院、製鉄記念室蘭病院の3院で対応するため、胆振西部3市3町で費用負担します。	3か所	3か所	総合保健福祉施設

第３節　子どもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備

＜現状と課題＞

●学習指導要領では､変化の激しいこれからの社会を生きるために､子どもの確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てるという「生きる力」を育むことを掲げています。町内の小学校では、少子化が進行していますが、地域性を活かした様々な活動を取り入れるとともに、就学前から中学校までの一貫した教育に努めています。

●近年、子育ての原点である家庭において、児童虐待をはじめとする様々な問題が発生しています。こうした問題の背景として、少子化や核家族化、情報化等の経済社会の変化や、人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、地域社会や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されています。家庭、学校、地域との連携のもと、家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

＜基本方針＞

①子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備
②家庭や地域の教育力の向上

1　子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

事業番号	事業名	内容	25 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
34	「私たちの道徳」配布	各小・中学校の道徳の授業で使用する「私たちの道徳」を配布します。	実施	継続	生涯学習課
35	不登校連絡会の設置	各学校及び関係機関との連絡会議を実施します。	実施	継続	生涯学習課
36	各学校での防犯教室実施	各小・中学校で危機管理マニュアル等を作成し、「交通安全」「防犯」教室などを実施します。	「交通安全教室」 豊浦小学校 年2回開催 大岸・礼文華小学校、豊浦中学校 年1回開催 「防犯教室」 各学校年1回開催	継続	生涯学習課
37	学校評議員制度の設置・活用事業	幼、小中学校に評議員を設置し、学校運営の充実に努めます。	全小中学校 設置	継続	生涯学習課
38	公立学校施設の整備充実推進事業	各小・中学校の施設修繕や図書備品の整備等を行います。	実施	継続	生涯学習課

２　家庭や地域の教育力の向上

事業番号	事業名	内容	25 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
39	家庭教育啓発資料配布	新入学の保護者説明の際に配布します。	実施	継続	生涯学習課
40	子育てボランティアの育成の検討	草刈り、除雪作業、行事への協力、読み聞かせ等、保育サービスの運営の一部に、子育てを応援したい住民の力を活用できるようなボランティアの育成と方策を検討します。	無	実施	町民課
41	多世代交流の機会の検討	地域の高齢者と、子ども、そして子育て世代が交流できる多世代交流の機会の提供を検討していきます。	無	実施	町民課 生涯学習課
42	父母教室の開催の検討	安定した妊娠期を過ごすため、また、安心して出産・育児にのぞめるよう、子育てに関する知識の普及やグループ実習を通した友だちづくりなどの支援を検討します。	無	年4回	町民課
43	祖父母教室開催の検討	祖父母世代が孫や地域の子どもたちの育児を、自信を持って、適切に行うことができるよう、祖父母世代を対象に育児情報・育児に関する学習の機会を提供します。	無	年1回	町民課

第４節　子どもと子育て家庭を支援する環境の整備

＜現状と課題＞

●子どもや子ども連れの保護者が、安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備や、安全・安心に利用できる公園や公共施設等のバリアフリー化等を進めていく必要があります。

●近年の核家族化に伴い、多くの子育て世帯が、職業生活と家庭生活の両立や、主に子育てを担当している方の親の負担について、不安や悩みを抱えていることが考えられます。平成 25 年に実施したニーズ調査結果では、家庭において子育て（教育を含む）を主にしているのは、「父母ともに」が 56.1%となっていましたが、主に「母親」が 41.3%なのに対し、主に父親は 0.5%という結果であり、家庭において子育てを主に担当するのは母親という意識が高いことがうかがわれます。子どもを安心して預けることのできる体制づくりだけではなく、父親と母親が、家庭内で協力して子育てをするという意識の啓発を継続していくことが必要です。

●近年、東日本大震災をはじめとする自然災害や、子どもが悲惨な事故や犯罪に巻き込まれる事件が多発し、多くの子どもが犠牲となっています。子どもが安全に日々を過ごせるよう、防災意識の啓発、交通安全の啓発、犯罪被害からの防備連携等、子どもたちを取り巻くあらゆる危機被害に対する備えが求められています。

＜基本方針＞

①生活環境の整備
②仕事と家庭の両立の推進
③子どもの安全を確保するための活動の推進

１　生活環境の整備

事業番号	事業名	内容	25 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
44	公共建築におけるシックハウス対策	シックハウス症状群の発生を防止し、施設の利用者及び従事者の健康の保持を図るため、建築物の新築・増改築・修繕の際、シックハウス対策を講じた資材等を使用します。	木造平屋 ５棟　新築 公営住宅高齢化改善 ４棟１６戸 認定こども園 新築	継続	建設課
45	交通安全施設等整備事業	歩行者のバリアフリーの基準を原則に、道路整備に合わせ、設置可能なところには随時歩行者・自転車道等の整備を進めます。	歩道新設　L=50m	継続	建設課
46	公共施設におけるバリアフリー化推進	高齢者や身体障がい者を含め、全ての人が円滑に利用できる建築物の促進を図るため、新築・増改築・修繕の際、段差の解消・手すりの設置等の整備を行います。	木造平屋 ５棟　新築 公営住宅高齢化改善 ４棟１６戸 認定こども園 新築	継続	建設課
47	「夏・冬・春休みの生活」についての広報紙発行	各休み開始前に学校と連絡会議を持ち確認調整し、広報紙は全戸に配布します。	実施	継続	生涯学習課

２　仕事と家庭の両立の推進

事業番号	事業名	内容	25 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
再掲	保育サービスの充実	第5章第1節に定める子育て支援サービスの充実に努めます。	実施	継続	町民課

３　子どもの安全を確保するための活動の推進

事業番号	事業名	内容	25 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
48	「ふれあいニュース」発行（防犯協会）	各家庭に毎月「防犯・交通安全ふれあいニュース」を町広報紙の発送と一緒に配布します。	年 12 回発行	年 12 回発行	町民課
49	青少年問題協議会	青少年の健全育成に関する諸団体との連絡調整を図るため、各団体の年間活動報告及び計画等について協議します。	実施	継続	生涯学習課
50	各学校と警察の連携	交通安全教室、防犯教室を開催します。	「交通安全教室」 豊浦小学校 年2回開催 大岸・礼文華小学校、豊浦中学校 年1回開催 「防犯教室」 各学校年1回開催	継続	生涯学習課
51	防犯パトロール（防犯協会）	地域安全青色パトロール隊を結成し、随時、隊員自ら青色回転灯装備車による安心・安全のパトロールを実施し、地域全体の防犯体制の強化を図ります。 伊達市・壮瞥町・洞爺湖町・豊浦町	実施	実施	町民課
52	「かけこみ 110 番」の家設置	礼文華自治会で各事業所、住民の協力を得て「かけこみの家」を設置します。	地域住民の協力を得ながら実施	継続	町民課
53	防災教育の実施	児童生徒に地震災害から身体の安全を確保するための必要な知識、技能等の育成を図ります。学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、子ども自身が安全な行動がとれるように、地域の防災に貢献できるように、発達段階に応じた防災意識の啓発に努めます。	実施	継続	生涯学習課

第５節　要保護児童等へのきめ細かな取り組みの推進

●厚生労働省「福祉行政報告例」によると、児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、平成 24 年度は 66,701 件となっています。児童虐待による悲しい事件を防ぐために、居場所づくりや、子育てネットワークの形成に努めるとともに、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応できるよう、継続的な家庭状況の把握、相談体制の充実に努めていくことが必要です。

●ひとり親家庭は、子育てと就業との両立が困難であることや、特に母子家庭においては、就業に必要な知識及び技能を習得する機会が十分になかった人が多く、その場合、心理的・経済的に大きな負担を抱えやすい状況にあると言えます。本町でも、ニーズ調査結果で、保護者が「父親だけ」、又は「母親だけ」と回答した割合は約１割を占め、ひとり親家庭の支援を充実させていく必要があります。

●適切な療育・発達支援は、保護者の不安軽減や保育力向上の効果もあいまって、児童のその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。そのため、障がいや発達上の不安を早期に発見し、適切な療育・発達支援を受けられる体制づくりに努めます。また、保育所や小中学校では、障がいを持つ児童生徒のニーズに対応できるように受入れ体制を整備します。

＜基本方針＞

①児童虐待防止対策の推進
②ひとり親家庭の自立支援の推進
③障がい児支援の充実

１　児童虐待防止対策の推進

事業番号	事業名	内容	25 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
54	虐待防止等対策地域連絡協議会	虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が児童等に関する情報や考え方を共有し、円滑な連携・協力ができる体制づくりに取り組みます。	「個別ケース検討委員会」の開催 年3回	継続	総合保健福祉施設

２　ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業番号	事業名	内容	25 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
55	ひとり親家庭医療費助成事業	16 歳未満の児童を対象とし、入・通院費の自己負担額の全額を助成します。	対象者数 69 人	継続	町民課
56	児童扶養手当支給事業	精神又は身体に障害のある 20 歳未満の児童を家庭において監護している父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している保護者に支給しています。	対象世帯数 48 世帯	継続	町民課

３　障がい児支援の充実

事業番号	事業名	内容	25 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
57	障がい児通園（デイサービス）交通費助成事業	心身に発達の遅れや障がいのある児童に対し、1市3町の共同利用で「あいあいROOM」を利用し、基本動作の指導や日常生活適応訓練等を実施します。	1事業所 3名 （豊浦町利用分）	継続	総合保健福祉施設

第６章　計画の推進

第１節　計画の推進にあたっての役割分担と連携

本計画における多くの事業は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境等の幅広い分野にわたっているため、推進にあたっては、関係各課、関係機関、団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして、総合的且つ効果的な推進を図ります。

関係主体それぞれの役割分担は、下記の通りとします。

関係主体	役割
豊浦町	1. 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども･子育て支援給付及び地域子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う。 2. 子ども及びその保護者が、確実に子ども･子育て支援給付を受け、及び地域子ども･子育て支援事業その他の子ども子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行う。 3. 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども･子育て支援が　総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保する。
北海道	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行う。特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じる。
国	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。
事業主	雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境を整備する。国又は北海道や豊浦町が講ずる子ども･子育て支援へ協力する。
町民 （NPO等含む）	子ども･子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は北海道や豊浦町が講ずる子ども･子育て支援へ協力する。

第２節　計画の進行管理

本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「豊浦町子ども・子育て会議」を設置し、議論を行ってきました。本会議は子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況や評価については、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。

また、本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や道など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会･経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。

このため、ＰＤＣＡサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

参考資料

1　豊浦町子ども・子育て会議設置要綱

平成 25 年 10 月 1 日
訓令第 18 号

（趣旨）
第 1 条　子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的、効率的な運用を実施するに当たり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、豊浦町子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（所掌事項）
第 2 条　会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。
(1)　豊浦町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
(2)　子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
(3)　豊浦町次世代育成支援行動計画等に基づく取組状況及び評価に関すること。
(4)　前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

（組織）
第 3 条　会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。
(1)　子どもの保護者
(2)　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
(3)　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
(4)　その他町長が必要と認める者
2　委員の定数は 10 名以内とする。

（委員の任期）
第 4 条　委員の任期は、2 年とし、再任を妨げないものとする。
2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）
第 5 条　会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
2　会長は、会務を総理し、会議を代表する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
2　会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことがない。
3　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4　議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）
第７条　会議の庶務は、民生課及び生涯学習課において行う。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則
（施行期日）
1　この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
（豊浦町子育て支援推進委員会設置要綱の廃止）
2　豊浦町子育て支援推進委員会設置要綱（平成 17 年 11 月 1 日要綱第 8 号）は廃止する。

２　豊浦町子ども・子育て会議委員名簿

区　　分	所属・職名	委　　員	備　考
(1)子どもの保護者	幼児保護者代表	青空保育園父母会代表	大久保　尚　美
	小学校保護者代表	豊浦小学校 PTA 副会長	平　野　尊　之
	公募委員	保護者	荒　井　成　道
(2)子ども･子育て支援に関する事業に従事する者	小学校代表	豊浦町校長会事務局長（大岸小学校長）	登　坂　恭　之
	保育所代表	青空保育園保育士	依　田　奈々美
	保健師代表	やまびこ保健師	斉　藤　昌　子
(3)子ども･子育て支援に関し学識経験のある者	学識経験者	シュタイナー学園いずみの学校校長	米　永　宏　史
	民生委員児童委員協議会代表	主任児童委員	池　亀　こずえ
	母子会代表	睦会会長	熊　坂　秀　子

３　策定の経過

年　月　日	内　容	備　考
平成 25 年 11 月 7 日	第１回子ども・子育て会議の開催	（１）会長・副会長選出 （２）子ども・子育て支援新制度の概要について （３）子ども・子育て支援事業計画策定までの進め方について （４）ニーズ調査について
平成 25 年 12 月	子育て支援に関するアンケート調査の実施	・小学校６年生以下の子どもがいる全世帯 232 世帯に配布、189 世帯分を回収（回収率は 81.5%）。189 世帯の児童総数は、311 人。
平成 25 年１月 19 日	第２回子ども・子育て会議の開催	（１）ニーズ調査の回収率について （２）豊浦町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）の進捗状況について （３）次回日程について
平成 26 年２月 25 日	第３回子ども・子育て会議の開催	（１）豊浦町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査集計結果について （２）豊浦町子ども・子育て支援会議審議スケジュールについて （３）その他
平成 26 年５月１日	計画策定のためのヒアリングの実施	・認定こども園青空 ・大岸保育所
平成 26 年 11 月 27 日	第１回子ども・子育て会議の開催	（１）豊浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）等について （２）豊浦町子ども・子育て支援事業計画（素案）について （３）その他
平成 27 年３月５日	第２回子ども・子育て会議の開催	（１）豊浦町子ども・子育て支援事業計画（素案）について （２）その他

○改正履歴

平成 28 年 3 月　　P24：文言追加、提供量の修正
P29：事業内容文言追加、目標事業量認定こども園青空定員の変更
P30：事業番号 10 及び 11 の事業追加（以降、事業番号の繰下げ）